

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第十六条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（会員たる資格）</p> <p>第一条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」といふ。）第十条第一項第四号に規定する同項第一号から第三号までに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者は、その信用金庫の地区内に事業所を有する者の役員とする。</p> <p>（令第五条第二項に規定する承認の申請等）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（事業免許の審査）</p> <p>第一条の二の二 内閣総理大臣は、法第二十九条の規定による免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（削る）</p> | <p>（新設）</p> <p>（令第五条第二項に規定する承認の申請等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（事業免許の審査）</p> <p>第一条の二 内閣総理大臣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号。以下「法」といふ。）第二十九条の規定による免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（代理店の定義）</p> <p>第一条の二 法第三十一条第四号に規定する代理店とは、金庫の委任</p> |

を受けて、当該金庫のために、金庫の業務の全部又は一部の代理をするものとする。

(定款の変更等の認可の申請等)

第三条 金庫は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一 定款の変更

イ〜ニ (略)

(削る)

(定款の変更等の認可の申請等)

第三条 金庫は、法第三十一条の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

一 定款の変更

イ〜ニ (略)

ホ 定款の変更が従たる事務所の設置又は廃止に関するものである場合には、設置し又は廃止しようとする従たる事務所の概要並びに当該従たる事務所の周辺の地域における当該金庫の事務所^{書類}の設置及び他の金融機関の進出の状況を記載した書類

ハ 定款の変更が事務所^{書類}の位置の変更に関するものである場合に

は、変更後の事務所^{書類}の概要並びにその周辺の地域における当該金庫の事務所^{書類}の設置及び他の金融機関の進出の状況を記載した書類

ニ (略)

三 事務所^{書類}の位置の変更

イ 理由書

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである

(削る)

ホ (略)

ニ (略)

(削る)

(削る)

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 定款の変更

イ・ロ (略)

(削る)

る場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

ハ 変更後の事務所の概要並びにその周辺の地域における当該金庫の事務所の設置及び他の金融機関の進出の状況を記載した書類

ニ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

四 代理店の設置又は廃止

イ 理由書

ロ 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

ハ 代理店を設置する場合には、代理業務を行う施設の位置その他の金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

ニ その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 定款の変更

イ・ロ (略)

ハ 定款の変更が従たる事務所に関するものである場合には、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 当該従たる事務所の設置が当該申請をした金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした金庫の自己資本の充実の状況が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定

総理府

する区分等を定める命令（平成十二年 令第四十一号）

大蔵省

第三条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした金庫及びその子会社等（法第八十九条第二項及び令第十三条において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第四号イにおいて同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第三条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

(2) 当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、金庫の事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

(3) 当該従たる事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、会員その他の顧客の情報の管理が適切に行われること。

(4) 従たる事務所としての登記が行われること。

(5) 当該従たる事務所の名称中に金庫の従たる事務所であることを示す文字を使用し、かつ、当該従たる事務所の店頭に掲示すること。

二 定款の変更が従たる事務所の廃止に関するものである場合には、当該従たる事務所の会員その他の顧客に係る取引が当該申請をした金庫の他の事務所又は他の金融機関へ支障なく引き継

(削る)

(削る)

ハ (略)

二 (略)

(削る)

(削る)

がれるなど当該従たる事務所の会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

ホ 定款の変更が事務所の変更に關するものである場合には、位置の変更前の当該事務所の会員その他の顧客に著しい支障を及ぼさないものであること。

ヘ (略)

二 (略)

三 事務所の位置の変更 位置の変更前の当該事務所の会員その他の顧客に著しい支障を及ぼさないものであること。

四 代理店の設置

イ 当該代理店の設置が当該申請をした金庫（以下この号において「申請金庫」という。）の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、申請金庫の自己資本の充実の状況が信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

ロ 申請金庫の経営管理に係る体制等に照らし、金庫の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

ハ 当該代理店の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、会員その他の顧客の情報の管理が適切に行われること。

ニ 当該代理店の名称中に代理業務を委任する金庫の名称及び代理店であることを示す文字を使用し、かつ、当該代理店の名称をその事務所の店頭に掲示すること。

ホ 当該代理店において行う業務が、当座預金を除く預金及び定期積金の受入れ、住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付け、内国為替取引その他の金庫の業務の公共性及び会員その他の顧客の利便に照らし、必要と認められるものであること。

ヘ 代理店になろうとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 金庫の業務に関する十分な知識及び経験を有し、かつ社会的信用を有する者であること。

(2) 代理業務に専念できる者であること。

(3) 十分な財産的基礎を有していること。

ト 代理店になろうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(1) 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

(2) 代理業務を委任する金庫が発行済株式の総数等（法第三十二条第六項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。）に相当する数又は額の株式等（法第三十二条第六項に規定する株式等をいう。以下同じ。）を所有する法人であること。

(3) 代理業務を専ら営む法人であること。

チ 申請金庫が当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

リ 申請金庫が、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、主たる事務所に備え置くこと。

(1) 代理店の名称、住所、資本の額並びに代表取締役及び常務に従事する取締役の住所及び氏名（代理店が個人の場合には、住所及び氏名）

(2) 代理業務の種類

(3) 代理業務の開始年月日

ヌ 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産が分別して管理されること。

五 代理店の廃止 当該代理店の会員その他の顧客に係る取引が当該申請をした金庫の他の事務所又は他の金融機関へ支障なく引き継がれるなど当該代理店の会員その他の顧客に著しい影響を及ぼさないものであること。

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第四条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をす
る場合

イ（ト）（略）

（削る）

（定款の変更等の認可を要しない場合）

第四条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をす
る場合

イ（ト）（略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ・ロ (略)

ハ 法第八十九条第二項及び令第十三条において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。)(第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

二 従たる事務所の設置、位置の変更(主たる事務所の位置の変更を含む。)(種類の変更(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの(以下この号並びに第十四条第一項第五号及び第六号において「出張所」という。)(から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。)(、廃止又は名称の変更(所在地が外国の場合を除く。)(

三 (略)

四 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融庁長官が定める事項に係る定款又は業務の種類若しくは方法の変更をする場合(削る)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第四条の二 法第三十二条第七項(法第五十四条の十六第八項(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)(、令第十一

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ・ロ (略)

ハ 銀行法第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

二 従たる事務所の名称の変更その他の金融庁長官の定める事項

三 (略)

四 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)(
五 前号に規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

(金庫等が所有する株式等に含めない株式等)

第四条の二 法第三十二条第七項(法第五十四条の十六第八項(法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。)(、令第十一

条第三項、第十条の七第五項、第十条の九第三項、第十条の十一第七項及び第十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が保有する議決権（法第三十二条第六項に規定する議決権をいう。第十六条の七及び第二十条の三を除き、以下同じ。）に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権とする。

一 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第五十四条の十七第一項第二号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式又は持分

二 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができるときは、当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号及び第十六条の七第三項第四号におい

条第三項、第十条の七第五項、第十条の九第三項、第十条の十一第七項及び第十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、金庫又はその子会社が所有する株式等に含まないものとされる内閣府令で定める株式等は、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）及び証券業（法第五十四条の十七第一項第二号に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等）有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）とする。

て「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式又は持分を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式又は持分を所有する場合を除く。）

四 前二号に準ずる株式又は持分で、金融庁長官等の承認を受けた株式又は持分

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業者と同種類の業を営む者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3 金庫は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式又は持分について、当該申請をした金庫が議決

2 法第三十二条第七項の規定により、信託財産である株式等で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令で定める株式等は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業者と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等とする。

（新設）

（新設）

権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

(信用金庫連合会の付随業務)

第十条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 当該信用金庫連合会がその総株主等の議決権(法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

五・六 (略)

七 当該信用金庫連合会の会員以外の者のためにする債務の保証又は手形の引受け(前各号に掲げる債務の保証又は手形の引受けを除き、法第五十四条第三項の規定に基づき同条第二項第三号に掲げる業務に関する認可を受けて貸付けができる者に対する債務の保証又は手形の引受けに限る。)

2～5 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は法第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十二号を除く。)とする。

(信用金庫連合会の付随業務)

第十条 法第五十四条第四項第一号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 当該信用金庫連合会がその発行済株式の総数又は出資の総額の二分の一以上の数又は額の株式又は持分を所有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け

五・六 (略)

(新設)

2～5 (略)

(金庫の子会社の範囲等)

第十条の五 法第五十四条の十五第一項第一号イ又は法第五十四条の十七第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第二十二号を除く。)とする。

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械(第十五条の五の四及び第十九条第二項第二号において「現金自動支払機等」という。)の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。))若しくは保守を行う業務を含む。)

一〇八 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第一号ロ又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物又は番号、記号その他の符号(以下この号及び次号において「証券等」という。))をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の

一〇七 (略)

八 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九〇十六 (略)

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務(電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売若しくは保守を行う業務を含む。)

一〇八 (略)

2 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十四号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十五号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇八 (略)

九 それと引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けることができる証券その他の物(以下この号において「証券等」という。))をこれにより商品を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。))に交付し、

提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

九の二 利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務

十（略）

十一 機械類その他の物品又は物件（以下この号において「リース物品等」という。）を使用させる業務（金融庁長官が定める基準により主として次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて当該業務が行われる場合に限る。）

イ リース物品等を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が

当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務

十（略）

十一 次に掲げる要件のすべてを満たす契約に基づいて機械類その他の物品（以下この号において「リース物品」という。）を使用させる業務

イ リース物品を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の開始の日（以下この号において「使用開始日」という。）以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。

ロ 使用期間において、リース物品の取得価額から使用期間が満

満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

八 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

八 イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 三三六 (略)

3 5 (略)

6 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社(同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。)が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第九号に規定する持株会社とする。

7 法第五十四条の十七第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する同条第一項第

了した後における当該リース物品の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

八 使用期間が満了した後、リース物品の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

十二 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ・ロ (略)

八 イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條に規定する組合契約又は中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十三 三三六 (略)

3 5 (略)

6 法第五十四条の十七第二項第五号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社(同条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。)が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する同条第一項第十号に規定する持株会社とする。

7 法第五十四条の十七第二項第六号八に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である保険会社が、その発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する

九号に規定する持株会社とする。

8| 法第五十四条の十七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第二項第一号から第十八号の二までに掲げる業務
- 二 第二項第三十五号に掲げる業務（第四項第二号及び第五項第一号に掲げる業務を除く。）
- 三 第二項第三十六号に掲げる業務（第四項第三号及び第五項第三号に掲げる業務を除く。）

（法第五十四条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第十条の六 法第五十四条の十五第二項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得
- 二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

三 金庫又はその子会社が所有する商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

同条第二項第十号に規定する持株会社とする。

（新設）

（法第五十四条の十五第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第十条の六 法第五十四条の十五第二項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

三 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

四 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百十一条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

五 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

七 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

2 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第十条の七 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する基準議決権数、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第十条の七 金庫は、認可対象会社を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 当該認可に係る子認可対象会社を子会社とすることにより、当該金庫又はその子会社が国内の会社（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する国内の会社、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する国内の会社をいう。）の株式等を合算してその基準株式数等（当該金庫が信用金庫である場合にあつては、法第五十四条の十六第一項に規定する基準株式数等、当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、法第五十四条の十八第一項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。）を超えて

を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした金庫（以下この項において「申請金庫」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 丁六（略）

3・4（略）

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の担保権の履行による株式又は持分の取得
二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

三 金庫又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき株式又は持分の取得（当該金庫

所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六（略）

2 金融庁長官等は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした金庫（以下この項において「申請金庫」という。）の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の株式を取得し、又は所有するに足りる十分な額であること。

二 丁六（略）

3・4（略）

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する株式等について準用する。

（法第五十四条の十六第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第十条の八 法第五十四条の十六第二項（法第五十四条の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 金庫又はその子会社の担保権の履行による株式等の取得
二 金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

三 金庫又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき株式等の取得（当該金庫又はそ

又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式又は持分の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。

四 金庫又はその子会社が所有する商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権の取得（当該金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該金庫又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の株式又は持分の消却、併合又は分割

七 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の定款の変更による株式若しくは持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 金庫又はその子会社が株式又は持分を所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 第十条の十一第四項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

の子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式等の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の資本の減少

（新設）

（新設）

（新設）

五 金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の商法第二百一十条第一項に規定する定時総会の決議による自己の株式の取得

六 第十条の十一第四項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の株式の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該株式を譲渡することが著しく困難であるため当該株式を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式又は持分の所有

(基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請)

第十条の九 金庫は、法第五十四条の十六第二項ただし書（法第五十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項第三号に規定する議決権について準用する。

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

七 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

(基準株式数等を超えて株式等を所有することについての承認の申請)

第十条の九 金庫は、法第五十四条の十六第二項ただし書（法第五十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による基準株式数を超えて株式を所有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該承認に係る国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた部分の株式等の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 (略)

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした金庫又はその子会社が基準株式数等を超えて株式等を所有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項第三号に規定する株式等について準用する。

(基準株式数等を超えて株式等を所有することができる場合)

第十條の十 法第五十四條の十六第四項第三号（法第五十四條の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

（証券専門会社の業務等）

第十條の十一（略）

2 法第五十四條の十五第一項第二号、法第五十四條の十六第七項、法第五十四條の十七第一項第八号又は法第五十四條の十八第二項に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二條第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十條の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十條の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該金庫又はその子会社により第十條の六第一項第一号又は第二号

第十條の十 法第五十四條の十六第四項第三号（法第五十四條の十八第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二（略）

（証券専門会社の業務等）

第十條の十一（略）

2 法第五十四條の十五第一項第三号、法第五十四條の十六第七項、法第五十四條の十七第一項第九号又は法第五十四條の十八第二項第二号に規定する内閣府令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二條第十四項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五條第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～五（略）

3 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その株式を金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第十條の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の株式が当該金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第十條の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その株式が当該金庫又はその子会社により第十條の六第一項第一号又は第二号

に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る
法第五十四条の十五第一項第二号、法第五十四条の十六第七項、法
第五十四条の十七第一項第八号又は法第五十四条の十八第二項に規
定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項に
おいて「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する
会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の
議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において
「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業
分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十
四条の十五第一項第二号、法第五十四条の十六第七項、法第五十四
条の十七第一項第八号及び法第五十四条の十八第二項に規定する内
閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を
行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会
社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会
社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た
議決権の数、外国の会社の会社の議決権についてはその総株主の議決権に
百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同
じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取
得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有す
る当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日におけ
る基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限り
でない。

に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該金庫に係る
法第五十四条の十五第一項第三号、法第五十四条の十六第七項、法
第五十四条の十七第一項第九号又は法第五十四条の十八第二項第二
号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項に
おいて「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する
会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の
株式等をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において
「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業
分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十
四条の十五第一項第三号、法第五十四条の十六第七項、法第五十四
条の十七第一項第九号及び法第五十四条の十八第二項第二号に規定
する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該
処分を行えば当該金庫又はその子会社が所有する当該新規事業分野
開拓会社の株式の数又は額が当該処分基準日における基準株式数（
国内の会社の株式等についてはその発行済株式の総数等に百分の十
を乗じて得た株式等の数又は額、外国の会社の株式等についてはそ
の発行済株式の総数等に百分の五十を乗じて得た株式等の数又は額
をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合にお
いて、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当
該金庫又はその子会社の所有する当該新規事業分野開拓会社の株式
等のうち当該処分基準日における基準株式数を超える部分の株式等
を処分したときは、この限りでない。

5 法第五十四条の十五第一項第二号又は法第五十四条の十七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の五第二項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十四条の十五第一項第三号又は第五十四条の十七第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の十五第一項第一号及び第二号又は法第五十四条の十七第一項第七号及び第八号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の十七第一項第一号、第三号、第四号及び第六号を規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 四（略）

7 法第三十二条第七項の規定は、第四項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

5 法第五十四条の十五第一項第三号又は法第五十四条の十七第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第十条の五第二項第十二号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

6 法第五十四条の十五第一項第四号又は第五十四条の十七第一項第十号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第一号に掲げるものに限る。）とする。ただし、当該持株会社が第十条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第五十四条の十五第一項第一号から第三号まで又は法第五十四条の十七第一項第七号から第九号までに規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第十条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の十七第一項第一号、第三号、第四号及び第六号を規定する会社を有しない場合に限る。以下この条において同じ。）

二 四（略）

7 法第三十二条第七項の規定は、第四項に規定する株式等について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第十条の十二 法第五十四条の十五第七項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十四条の十五第三項又は法第五十四条の十七第三項の認可を受けて議決権を保有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処分計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

（合併の認可の申請等）

第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～七（略）

八 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置及び代理店（金庫の委任を受けて、当該金庫のために、金庫の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。以下同じ。）の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第二十条の二第一項第三号において同じ。）の見込みを記載した書類

九・十（略）

第十条の十二 法第五十四条の十五第七項（法第五十四条の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による総会への報告は、法第五十四条の十五第三項又は法第五十四条の十七第三項の認可を受けて株式を所有している認可対象会社の最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処分計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類を示して行わなければならない。

（合併の認可の申請等）

第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～七（略）

八 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置及び代理店の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第二十条の二第一項第三号において同じ。）の見込みを記載した書類

九・十（略）

十一 合併後存続する金庫若しくは合併により設立される金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 (略)

2 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十六条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 (略)

七 当該営業又は事業の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

八 (略)

2 (略)

十一 合併後存続する金庫若しくは合併により設立される金庫又はその子会社が、当該合併により国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

十二 (略)

2 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十六条において準用する同法第十五条第二項の規定による届出を要する場合には、当該届出をしたことを証明する書類

六 (略)

七 当該営業又は事業の譲受けにより金庫又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて所有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

八 (略)

2 (略)

(届出事項)

第十四条 法第八十七条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 第四条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イから同号八までに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第四条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 増改築その他のやむを得ない理由により事務所の位置の変更をする場合(変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ 出張所の廃止

ニ 従たる事務所の名称の変更

六 出張所の廃止又は従たる事務所の名称の変更をした場合(所在地が外国の場合を除く。)

七 (略)

八 従たる事務所の位置を変更しようとする場合(所在地が外国の場合に限り、法第三十一条の規定による認可を要する場合を除く)

(届出事項)

第十四条 法第八十七条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 第四条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更又は同条第二号イから同号八までに規定する定款の変更をした場合

五 第四条第二号ニに規定する定款の変更(金融庁長官が別に定めるものに限る。)(をしようとする場合)

六 第四条第二号ニに規定する定款の変更(金融庁長官が別に定めるものを除く。)(をした場合)

七 (略)

八 第四条第四号又は第五号に規定する事務所の位置の変更をした場合

九

九 代理店（当該代理店の支店を含む。）を設置し、又は廃止しようとする場合（所在地が外国の場合を除く。）

十・十一（略）

十二 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

十三（略）

十四 金庫又はその子会社が、第十条の八各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十六の二丁十八（略）

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）

（又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

二十・二十一（略）

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第十五条の五の三第一項に規定する特定取引をいう。以下この条に

九

九 臨時又は巡回型の施設及び無人の設備の設置、廃止又は位置の変更をした場合

十・十一（略）

十二 その子会社の株式等を取得し、又は所有しようとする場合

十三（略）

十四 金庫又はその子会社が、第十条の八各号に掲げる事由により、国内の会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする場合

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社の株式等を合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた場合

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて保有することとなつた国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を所有しなくなつた場合

十六の二丁十八（略）

十九 金庫又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて株式等を所有する会社（当該金庫の子会社及び外国の会社を除く。）

（又は金庫の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

二十・二十一（略）

二十二 特定取引勘定設置信用金庫連合会において、特定取引（第十五条の五の三第一項に規定する特定取引をいう。以下この条に

において同じ。()として経理しようとする取引の種類その他次項第
「号」に定める書類に係る事項を変更し()として経理しようとする場合
うとする場合

二十三(二十九) (略)

2 金庫は、法第八十七条の規定による届出をしようとするときは、
届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各
号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書類)を添付して
金融庁長官等に提出しなければならない。

「前項第九号に掲げる場合」次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 代理店を設置する場合には、代理業務を営む施設の位置その
他の金融庁長官が別に定める事項を記載した代理店契約書の案

ハ その他金融庁長官等が必要と認める事項を記載した書類

ニ (略)

三 (略)

四 (略)

3 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第八十七条第五号に該当するときの届出

二 第一項第六号又は第十号に該当するときの届出

4・5 (略)

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで
及び第十九号に規定する議決権について準用する。

において同じ。()として経理しようとする取引の種類その他次項第
「号」に定める書類に係る事項を変更し()とする場合

二十三(二十九) (略)

2 金庫は、法第八十七条の規定による届出をしようとするときは、
届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類(次の各
号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書類)を添付して
金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

3 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一 法第八十七条第五号に該当するときの届出

二 第一項第六号又は第八号から第十号までに該当するときの届出

4・5 (略)

6 法第三十二条第七項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで
及び第十九号に規定する株式等について準用する。

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第十五条の二 銀行法第八条第三項に規定する金庫が代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- 一 当該代理店の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、当該代理店の顧客の情報の管理が適切に行われること。
- 二 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。
- 三 代理業務を委任する金庫の名称、代理店であることを示す文字及び当該代理店の名称を店頭に掲示すること。
- 四 当該代理店において行う業務が、信用金庫である場合にあつては法第五十三条第一項各号及び第二項に掲げる業務、信用金庫連合会である場合にあつては法第五十四条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官が定める業務であること。
- 五 代理店にならうとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。
 - イ 金庫の業務に関する十分な知識及び経験を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。
 - ロ 代理業務に専念できる者であること。
 - ハ 十分な財産的基礎を有していること。
- 六 代理店にならうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

(新設)

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理業務を委任する金庫が発行済株式の総数又は出資の総額を所有する法人であること。

ハ 代理業務を専ら営む法人であること。

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等(預金又は定期積金をいう。以下この条、第十五条の四及び第十五条の五において同じ。)の金利の明示

二 六 (略)

2 6 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 (略)

3 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第十四条第二項第二号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等(預金又は定期積金をいう。以下この条から第十五条の五までにおいて同じ。)の金利の明示

二 六 (略)

2 6 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 (略)

3 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第十四条第二項第一号ホに掲げる書類に記載された事項の範囲内で行う場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(預金の払出事務の委託)

第十五条の五の四 金庫は、現金自動支払機等による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための適切な措置及び顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十六条の六までにおいて同じ。)の額(第十六条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～四 (略)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業総合事業団により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

(新設)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第十六条の二 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第十六条の六までにおいて同じ。)の額(第十六条の五第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一～四 (略)

(新設)

六 (略)

七 (略)

2・3 (略)

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 (略)

2 (略)

(削る)

五 (略)

六 (略)

2・3 (略)

(金庫の特定関係者)

第十六条の七 (略)

2 (略)

3| 前二項各号に規定する議決権には、金庫又は法人等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有している株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該金庫又は法人等に指図を行うことができるものに限る。）に係る議決権、証券会社及び証券業を営む外国の会社が業務として所有している株式等に係る議決権並びに中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二條第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として所有している株式等）有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について有限責任組合員が中小企業等投資事業有限責任組合の無責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）に係る議決権を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該金庫又は法人等が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（投資信託及び投資法人に関する法律第二十二條の規定により法人等が

3| (略)

(休日の承認の申請等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 当座預金業務を行わない事務所において、令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日(次項において「指定休日」という。

(以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による法第三十一条の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 (略)

(臨時休業の届出等)

同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者として議決権の行使について指図を行う株式等及び同法第二十二條の規定に相当する外国の法令の規定により法人等が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託業と同種類の業を営む者として議決権の行使について指図を行う株式等を除く。(に係る議決権を含むものとする

4| (略)

(休日の承認の申請等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 当座預金業務を行わない事務所において、令第十二条第一項各号及び第二項第一号に掲げる日(次項において「指定休日」という。

(以外の日を休日とする旨の記載がある申請書による第三條第一項の規定による認可の申請があつたときは、金融庁長官等は、同條第二項に規定する審査のほか、前項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

4 金庫が前項に規定する申請書に基づく法第三十一条に規定する認可を受けたときは、前項に規定する事務所が指定休日以外の日を休日とすることについて、令第十二条第二項第一号の承認を受けたものとみなす。

(臨時休業の届出等)

第十九条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)

四 外国に所在する信用金庫連合会の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 前項第二号又は第四号に該当する場合

三 休業期間が業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(業務報告書)

第二十条 (略)

第十九条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合(当該休止の期間が三事業日以上にわたる場合を除く。)

三 金庫又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合及び当該休止の期間が二事業日以上にわたる場合を除く。)

(新設)

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める事務所は、金庫又はその代理店の無人の事務所及び前項第一号に該当する事務所とする。

(業務報告書)

第二十条 (略)

2 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、信用金庫にあつては、別紙様式第十三号の二、信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十四号の二により作成しなければならない。

3 金庫は、前二項の業務報告書を事業年度終了後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ信用金庫にあつては管轄財務局長の、信用金庫連合会にあつては金融庁長官の承認を受けて当該提出を延期することができる。

4・5 (略)

第二十条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えていない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項
- イ (略)
- ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総

2 銀行法第十九条第二項の規定による業務報告書は、事業概況書及び連結財務諸表に分けて、信用金庫にあつては、別紙様式第十三号の二、信用金庫連合会にあつては、別紙様式第十四号の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

3 金庫は、前項の業務報告書を事業年度終了後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ信用金庫にあつては管轄財務局長の、信用金庫連合会にあつては金融庁長官の承認を受けて当該提出を延期することができる。

4・5 (略)

第二十条の三 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等（銀行法第二十一条第二項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えていない子会社等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概況に関する次に掲げる事項
- イ (略)
- ロ 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項

(1)～(5) (略)

(6) 金庫が所有する子会社等の株式等の発行済株式の総数等に

出資者の議決権に占める割合

- (7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合

二・三 (略)

(經由官庁)

第二十四条 金庫は、法第二十九条の規定による申請書及びこの府令の規定による申請書、業務報告書その他この府令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、信用金庫にあつては管轄財務局長（当該信用金庫の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合には当該財務事務所又は出張所長（以下この条において「管轄財務事務所長等」という。）を、信用金庫連合会（全国連合会を除く。以下この項において同じ。）にあつては当該信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）を經由して提出しなければならない。

2 (略)

占める割合

- (7) 金庫の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

二・三 (略)

(經由官庁)

第二十四条 金庫は、法第二十九条の規定による申請書及びこの府令の規定による申請書、業務報告書その他この府令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、信用金庫にあつては管轄財務局長（当該信用金庫の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（以下この条において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合には当該財務事務所又は出張所長（以下この条において「管轄財務事務所長等」という。）を、信用金庫連合会にあつては当該信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）を經由して提出しなければならない。

2 (略)